

議案第19号

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>附 則 （放課後児童支援員に関する経過措置） 第2条 <u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>	<p>附 則 （放課後児童支援員に関する経過措置） 第2条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p>

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。